

監査公表第 742 号

定期監査の結果を受けて講じた措置について，地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので，同項後段の規定により，その内容を次のとおり公表します。

平成 29 年 12 月 27 日

京都市監査委員	津 田 大 三
同	中 野 洋 一
同	鶴 谷 隆
同	光 田 周 史

1 平成 28 年度定期監査（工事）（平成 29 年 3 月 30 日監査公表第 731 号）

（環境政策局－1）

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(7) 共通費の積算について</p> <p>共通費の積算における有価物の取扱いについて、直接工事費及び純工事費で計上すべきところ、発生材処分費に計上していた。</p> <p>共通費の積算については、適切な発生材処分費を計上し、適正な積算をされたい。</p> <p>（京都市水垂排水機場整備工事 ただし、耐震改修及び外壁改修工事 他 1 件）</p> <p>（まち美化推進課，施設整備課）</p> <p>（工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課，公共建築整備課）</p>

講 じ た 措 置
<p>（公共建築建設課）</p> <p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を行った。</p> <p>（公共建築整備課）</p> <p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 6 月 30 日に、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) シーリング工事における接着性試験について</p> <p>シーリング工事における接着性試験について、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）では、外部に面する金属等に用いる場合は接着性試験を行う必要があるところ、特記仕様書や施工計画書で実施の有無が確認できず、また、施工においても試験の実施を確認できなかった。</p> <p>シーリング工事における接着性試験については、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）に基づき適切に実施されたい。</p> <p>（京都市高雄神護寺下公衆便所整備工事 ただし、建築改修工事）</p> <p style="text-align: right;">（まち美化推進課）</p> <p style="text-align: center;">（工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築整備課）</p>

講 じ た 措 置
<p>（公共建築整備課）</p> <p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、工事監理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年7月26日に、指摘事項及び適正な工事監理についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても周知徹底するとともに、標準仕様書に基づいた適正な工事監理の徹底を図ることとした。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>委託料の積算における追加業務のうち、建築基準法の計画通知等の業務に係る積算について、追加業務の対象とする業務内容、対象とした場合における難易度等の積算方法が、案件ごとに異なっており、統一的な積算基準等に基づく追加業務の積算が行われていなかった。</p> <p>委託料積算の追加業務について、統一的な運用が図れるように積算基準等を定められたい。</p> <p>(京都市水垂排水機場耐震改修及び外壁改修工事設計業務委託 ただし、建築及び設備工事実施設計業務委託)</p> <p>(施設整備課) (工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年6月30日に、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
ウ 維持管理業務委託 (ア) 積算について 委託料の積算において、適切な積算要領等に基づかずに設計積算等を行っていた。 委託料の積算においては、適切な積算要領等を策定し、適正に積算されたい。 (京都市生活環境美化センターし尿前処理施設保守管理業務委託) (まち美化推進課)

講 じ た 措 置
委託料の積算について、監査の実施調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないため、直ちに他の契約についても点検を行い、適切に積算されていることを確認した。また、平成29年4月28日に、所属長から所属職員に対して改めて指摘事項を周知徹底した。 加えて、環境政策局として、平成29年5月8日に開催した「局内連絡調整会議」において、各所属長に指摘事項を周知するとともに、同年8月17日に局の庶務・計理事務担当者を対象とした研修を実施し、指摘事項を踏まえた事務処理の適正化等を図った。

指 摘 事 項

ウ 維持管理業務委託

(イ) 随意契約ガイドラインの運用について

随意契約に際して、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかった。

随意契約に際しては、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。

(京都市生活環境美化センターし尿前処理施設保守管理業務委託)

(まち美化推進課)

講 じ た 措 置

随意契約ガイドラインの運用について、監査の現地調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないため、直ちに他の契約についても点検を行い、適切に交渉経過が記録されていることを確認した。また、平成29年4月28日に、所属長から所属職員に対して改めて指摘事項を周知徹底するとともに、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。

加えて、環境政策局として、平成29年5月8日に開催した「局内連絡調整会議」において、各所属長に指摘事項を周知するとともに、同年8月17日に局の庶務・計理事務担当者を対象とした研修を実施し、指摘事項を踏まえた事務処理の適正化等を図った。

指 摘 事 項
<p>ウ 維持管理業務委託</p> <p>(ウ) 再委託について</p> <p>再委託については、契約事務規則の規定により、事前に市長の文書による承諾が必要と定められているが、市長の事前承諾を得ることなく再委託が行われていた。</p> <p>再委託に際しては、所定の手続を適切に行われたい。</p> <p>(京都市生活環境美化センターし尿前処理施設保守管理業務委託 他1件)</p> <p>(まち美化推進課, 埋立事業管理事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>(まち美化推進課)</p> <p>再委託について、監査の実地調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないため、直ちに他の契約についても点検を行い、所定の手続が適切に行われていることを確認した。また、平成29年4月28日に、所属長から所属職員に対して改めて指摘事項を周知徹底した。</p> <p>(埋立事業管理事務所)</p> <p>再委託について、監査の実地調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないため、平成29年度の契約において、仕様書の記載を再委託届から再委託承諾申請書に改めた。契約締結後は、事前に相手方から再委託承諾申請書による申請を受け、承諾の決裁を経た後、市長印を押印した再委託承諾通知書を交付した。また、他の契約についても点検を行い、適切に再委託を行っていることを確認した。</p> <p>さらに、平成29年6月8日の適正処理施設部所長会において指摘事項を周知するとともに、同年6月12日の所内会議で再委託の取扱いを含め委託契約の適正な事務処理について、再度周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 共通費の積算について</p> <p>共通費の積算における有価物の取扱いについて、直接工事費及び純工事費で計上すべきところ、発生材処分費に計上していた。</p> <p>共通費の積算については、適切な発生材処分費を計上し、適正な積算をされたい。 (京都市勧業館整備工事ただし、入退室管理システム改修工事 他1件)</p> <p>(産業総務課, 商業振興課) (工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年6月30日に、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>



指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>a 設計図書どおりにキャットウォークに手すり・中さんが設置されておらず、労働安全衛生規則等に準拠した施工となっていなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(平成 26 年度 (25 年災) 池ヶ谷線災害復旧工事)</p> <p>(京北農林業振興センター)</p>

講 じ た 措 置
<p>監査の指摘を受け、平成 29 年 6 月 29 日に京北農林業振興センター工事担当において、労働安全衛生規則についての研修を実施し、足場からの墜落防止措置が必要なことの確認を行うとともに、改正等があった場合は、その都度改正内容を把握し、同規則に準拠した安全な施工を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>産業観光局農林振興室として、平成 29 年 6 月 26 日の室内課長級以上の会議において、工事の安全対策について労働安全衛生規則の改正等の資料を配布するとともに情報の共有を図り、工事担当所属においては適正な工事の施工を行うよう徹底した。</p> <p>加えて、産業観光局として、平成 29 年 5 月 15 日の局課長会において、産業総務課から各所属長に監査結果を配布し、各所属長を通じて全職員に同様の誤った事例が行われていないか確認するとともに、適正な事務を行うよう周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>    b 内部棚足場の上に脚立を設置して作業しており、安全帯を使用せず、脚立の天端に乗るなど、不適切な作業があった。</p> <p>        工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>        (京都市勧業館整備工事 ただし、大会議室天井改修工事)</p> <p style="text-align: right;">(産業総務課)</p> <p style="text-align: center;">(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年 5 月から毎月 2 箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>    c 移動式クレーンの作業について、労働安全衛生規則等により、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止することと定められているが、クレーンの使用時に吊り荷の直下で作業を行っている状況が見受けられた。</p> <p>        工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>        (京都市中央卸売市場第二市場再整備工事 ただし、守衛所、受水槽他空調衛生設備及び既存設備切り回しその他工事) (中央卸売市場第二市場業務課)</p> <p style="text-align: right;">(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年 2 回程度実施することとした。(同年 8 月 30 日及び 31 日に第 1 回実施)</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(年 6 現場程度)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 設計変更について</p> <p>設計業務委託において計上している各種申請の手續に係る業務について、発注者が手續を別途行うこととなったため、委託業務の対象とならなくなったが、設計変更が行われていなかった。</p> <p>委託料の積算に当たっては、業務内容を十分に精査し、適正な積算をされたい。</p> <p>(京都市中央卸売市場第二市場再整備工事実施設計業務委託)</p> <p>(中央卸売市場第二市場業務課)</p> <p>(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(イ) 履行確認について</p> <p>設計業務委託に含まれる手続について、委託期間を超えて手続が行われており、手続が完了していない、又は手続が行われていないにもかかわらず完了検査を実施し、履行確認が行われていた。</p> <p>設計業務委託の履行確認に当たっては、履行期限内に業務が完了するよう進捗管理を行い、適切な業務の執行を行われたい。</p> <p>(京都市中央卸売市場第二市場再整備工事実施設計業務委託)</p> <p style="text-align: right;">(中央卸売市場第二市場業務課)</p> <p style="text-align: right;">(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成29年6月12日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な委託業務範囲の設定と進捗管理についての研修を行った。</p> <p>また、公共建築部内の会議（同年6月21日実施）において、履行期限内に業務を完了させるため、進捗管理の徹底及び必要に応じ契約変更を行うことについて、文書により職員に周知徹底を図った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(7) 共通費の積算について</p> <p>共通費の積算における有価物の取扱いについて、直接工事費及び純工事費で計上すべきところ、発生材処分費に計上していた。</p> <p>共通費の積算については、適切な発生材処分費を計上し、適正な積算をされたい。</p> <p>(元京都市立新道小学校解体撤去工事 ただし、煙突解体撤去工事 他6件)</p> <p>(公共建築建設課, 公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(公共建築建設課)</p> <p>公共建築建設課補職者会議(平成29年6月12日実施)において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を行った。</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>公共建築整備課補職者会議(平成29年6月13日実施)において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年6月30日に、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 積算について</p> <p>概算設計による数量及び単価の積算のうち類似施設における実績価格等を根拠としていたものについて、実績の対象とした数量及び単価の根拠資料が確認できないものがあつた。</p> <p>積算根拠が確認できるよう、適切な工事設計書の作成に努められたい。</p> <p>(京都会館再整備工事)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を行った。</p> <p>今後は、工事担当課において複数人による成果物の検収を徹底し、適切な工事設計書の作成に努めることとした。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図つた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) シーリング工事における接着性試験について</p> <p>シーリング工事における接着性試験について、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）では、外部に面する金属等に用いる場合は接着性試験を行う必要があるところ、特記仕様書や施工計画書で実施の有無が確認できず、また、施工においても試験の実施を確認できなかった。</p> <p>シーリング工事における接着性試験については、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）に基づき適切に実施されたい。</p> <p>（京都市立新工業高等学校（仮称）整備工事 ただし、建築主体工事 他3件） （公共建築建設課，公共建築整備課）</p>

講 じ た 措 置
<p>（公共建築建設課）</p> <p>公共建築建設課補職者会議（平成29年6月12日実施）において、工事監理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な工事監理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても周知徹底するとともに、標準仕様書に基づいた適正な工事監理の徹底を図ることとした。</p> <p>（公共建築整備課）</p> <p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、工事監理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年7月26日に、指摘事項及び適正な工事監理についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても周知徹底するとともに、標準仕様書に基づいた適正な工事監理の徹底を図ることとした。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、</p>



局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>随意契約に際して、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかった。</p> <p>随意契約に際しては、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(土砂崩壊防止施設整備工事(その2)(山科地区)他1件)</p> <p>(風致保全課, 公共建築整備課)</p> <p>(契約事務担当: 教育委員会事務局教育環境整備室)</p>

講 じ た 措 置
<p>(風致保全課)</p> <p>「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行うよう、所属長が監査の指摘事項の周知徹底を行った。また、係会議において、監督職員を対象とする伝達研修(平成29年5月9日)を実施し、当該ガイドラインの写しを配布して、内容を再確認するとともに、価格交渉の記録を摘録として残すことを指導した。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>(教育委員会事務局教育環境整備室)</p> <p>平成29年7月3日に教育環境整備室内の全職員に対し指摘事項を周知したうえで、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行った場合においては、「京都市工事の請</p>

負に係る随意契約ガイドライン」に従い、交渉の経過を記録するよう周知徹底するとともに、当該ガイドラインを目に付くところに常備し、適切な事務処理を実施するよう注意喚起した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(オ) 耐火間仕切壁の施工について</p> <p>耐火間仕切壁の施工について、大臣認定書の別添に記載の材料、施工手順等により施工すべきところ、当該施工方法と異なる施工計画書を受理し、大臣認定に基づく施工手順等に従った施工が行われているかどうかについて、工事監理記録、工事写真等から確認することができなかった。</p> <p>耐火間仕切壁の施工に当たっては、大臣認定書に基づき、適切な施工をされたい。</p> <p>(京都市立日吉ヶ丘高等学校改修工事 ただし、建築主体その他工事 他1件)</p> <p>(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、工事監理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年7月26日に、指摘事項及び適正な工事監理についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても周知徹底するとともに、適正な工事監理の徹底を図ることとした。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(カ) スラブの施工について</p> <p>スラブ下のせき板及び支柱について、コンクリート打設からの材齢 28 日が経過しておらず、また、圧縮強度試験による設計基準強度の発現は確認できたが、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）にある構造計算による安全が確認できない状態で、スラブ下のせき板及び支柱が撤去されていた。</p> <p>スラブ施工時、スラブ下のせき板及び支柱の撤去については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づき、構造上の安全を確認したうえ、適切な施工をされたい。</p> <p>(京都市立八瀬小学校プール防災機能強化等改修工事 ただし、建築工事)</p> <p>(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、工事監理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日に、指摘事項及び適正な工事監理についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても周知徹底するとともに、標準仕様書に基づいた適正な工事監理の徹底を図ることとした。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>a 斜面工事に当たって、労働安全衛生規則において定められている親綱及び安全帯の使用を現場代理人及び監督職員が怠っていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(土砂崩壊防止施設整備工事 (その2) (山科地区))</p> <p style="text-align: right;">(風致保全課)</p>

講 じ た 措 置
<p>労働安全衛生規則において定められている親綱及び安全帯の使用の徹底を図るため、所属長が監査の指摘事項の周知徹底を行うとともに、係会議において、監督職員を対象に伝達研修 (平成 29 年 5 月 9 日) を実施し、労働災害防止対策として、斜面工事等の高所作業で使用する用具の種類及び使用方法、留意事項や禁止事項等を文書で説明した。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>b 建設工事公衆災害防止対策要綱で土留工が必要とされる、深さが 1.5 メートルを超える掘削であるにもかかわらず、適切な土留め又は安全勾配が確認できなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立岩倉南小学校特別教室・プール棟他増築工事 ただし、建築主体その他工事 他 3 件)</p> <p>(公共建築建設課, 公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(公共建築建設課)</p> <p>公共建築建設課補職者会議 (平成 29 年 6 月 12 日実施) において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年 2 回程度実施することとした。(同年 8 月 30 日及び 31 日に第 1 回実施)</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(年 6 現場程度)</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>公共建築整備課補職者会議 (平成 29 年 6 月 13 日実施) において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書</p>

等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年5月から毎月2箇所)

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。



指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>    c 高所作業について、労働安全衛生規則により、安全帯を使用のうえ作業を行う必要があるが、当該安全帯の使用が確認できなかった。</p> <p>        工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>        (京都市立下鳥羽小学校体育館防災機能強化等リニューアル工事           ただし、建築主体工事 他 11 件)</p> <p>(公共建築建設課, 公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(公共建築建設課)</p> <p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年 2 回程度実施することとした。（同年 8 月 30 日及び 31 日に第 1 回実施）</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。（年 6 現場程度）</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書</p>

等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年5月から毎月2箇所)

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>d 鉄骨工事における高所作業について、労働安全衛生規則等により、防網を設置すべきところ、設置せずに工事が行われているものがあつた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都会館再整備工事)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年 2 回程度実施することとした。（同年 8 月 30 日及び 31 日に第 1 回実施）</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起（同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布）するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。（年 6 現場程度）</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(※) 安全管理について</p> <p>e 外部足場について、公共建築工事標準仕様書では、足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時又は使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならないとされているところ、手すり先行工法を使用せずに外部足場の設置が行われていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(重要文化財(建造物)旧三井家下鴨別邸増築工事 ただし、トイレ棟建築主体工事) (公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議(平成29年6月12日実施)において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年2回程度実施することとした。(同年8月30日及び31日に第1回実施)</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(年6現場程度)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないよう、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>f 外部足場について、階段に踊り場がなく、建枠の最後の列と同じとなっており、作業員が誤って転落するおそれのある仮設工事となっていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立百々小学校修繕工事 ただし、中校舎窓枠改修工事 他3件)</p> <p>(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年7月26日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年5月から毎月2箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>g 足場組立施工について、作業員が足場の外側に身を乗出し、仮設材の受渡しを行っており、転落のおそれのある状態で作業が行われていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立勧修中学校整備工事 ただし、外壁及び窓ガラス等改修工事)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年 5 月から毎月 2 箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>h 足場の解体について、安全手すりは上段から順次撤去すべきところ、縦列全ての安全手すりから撤去していた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立洛水中学校ほか1校整備工事 ただし、便所改修工事)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年7月26日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年5月から毎月2箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>



指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>i 外部足場について、架空電線に当たる位置での足場の設置となっていたが、架空電線に対する養生等を行わず設置し、作業が行われていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立下鴨小学校ほか1校整備工事 ただし、便所改修工事)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年7月26日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年5月から毎月2箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>j 内部棚足場について、労働安全衛生規則により、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には足場用墜落防止設備を設けるとしているところ、当該設備の設置がなく工事が行われていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(新京都市動物園整備工事 ただし、学習施設(仮称)他建築主体その他工事)</p> <p>(公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議(平成29年6月12日実施)において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年2回程度実施することとした。(同年8月30日及び31日に第1回実施)</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(年6現場程度)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>k 高架水槽の塗装工事について、作業員が不安定な状態での作業を行っており、足場を設置のうえ施工を行うなどの措置が講じられていなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市桂小学校整備工事 ただし、屋上防水改修工事)</p> <p>(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年 5 月から毎月 2 箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>1 屋根工事について、足場から軒先に跨いで足をかけて作業をしており、踏み外し、転落するおそれのある不適切な状態での作業があった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立岩倉南小学校特別教室・プール棟他増築工事 ただし、建築主体その他工事)</p> <p>(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年 5 月から毎月 2 箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>m 既設ネット撤去及びネット張付時について、高所作業車を配置しているにもかかわらず、作業台によらず、作業員がネット柱に取り付いて作業が行われているものがあつた。また、当該作業について、施工計画書等で作業工程、安全対策について確認することができなかつた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(元京都市立西陣小学校改修工事 ただし、外構工事)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年 5 月から毎月 2 箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>n 移動式クレーンの作業について、労働安全衛生規則等により、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止することと定められているが、クレーンの使用時に吊り荷の直下で作業を行っている状況が見受けられた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立下鳥羽小学校体育館防災機能強化等リニューアル工事 ただし、建築主体工事 他4件)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築建設課, 公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(公共建築建設課)</p> <p>公共建築建設課補職者会議(平成29年6月12日実施)において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年2回程度実施することとした。(同年8月30日及び31日に第1回実施)</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(年6現場程度)</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>公共建築整備課補職者会議(平成29年6月13日実施)において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年7月26日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p>

さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年5月から毎月2箇所)

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>○ 非飛散性アスベスト除去工事の施工計画書では、撤去作業には防塵マスク、防護メガネ及び作業衣を着用させるとあるが、保護メガネを着用せず作業を行っている者及び適切な作業衣を着用せず作業を行っている者があった。また、壁の養生及び扉下に空気が確認できるため、作業区画方法が不十分であった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立新工業高等学校(仮称)整備工事 ただし、建築主体工事)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議(平成29年6月13日実施)において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年7月26日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年5月から毎月2箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>



指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>p 石綿除去工事（アスベスト除去工事・レベル 1）について、施工計画書によると、事前清掃、養生、足場架設、セキュリティゾーンの設置等の事前準備の段階からレベル 3 に対応した呼吸用保護具を装着することとし、現場作業員は呼吸用保護具を装着して工事が行われていたが、本市の監督職員が呼吸用保護具を装着せず、立会検査が行われていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>（京都市新庁舎整備工事 ただし、西庁舎その他解体撤去工事）</p> <p style="text-align: right;">（公共建築建設課）</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年 2 回程度実施することとした。（同年 8 月 30 日及び 31 日に第 1 回実施）</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起（同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布）するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。（年 6 現場程度）</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>q フェンスバリケード設置について、法面天端での作業があったが、作業員に対する転落防止策が確認できなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(元京都市立堰源小学校屋内運動場耐震改修工事 ただし、建築その他改修工事)</p> <p>(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 7 月 26 日には、指摘事項及び安全管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(同年 5 月から毎月 2 箇所)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(キ) 安全管理について</p> <p>r ローリングタワーを取り扱う場合について、労働安全衛生規則等により、手すり、中さん及び幅木等の設置が必要と定められているが、手すり等の設置を怠っていた。また、ローリングタワーは高さが2メートル以上あるにもかかわらず、墜落防止の措置である安全带等の使用についても確認できず、安全管理上の問題が見受けられた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立嵯峨中学校体育館防災機能強化等改築工事 ただし、電気設備工事) (公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議(平成29年6月12日実施)において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年2回程度実施することとした。(同年8月30日及び31日に第1回実施)</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年2月3日及び同年6月19日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。(年6現場程度)</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>a 委託料の積算に当たって、学校ごとに委託料算定シートを作成のうえ合算すべきところ、1校分として積算していた。</p> <p>委託料の積算に当たっては、適切な方法で適正な積算をされたい。</p> <p>(元京都市立立誠小学校他2校地震補強工事設計委託 ただし、建築及び設備工事設計委託)</p> <p>(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年6月30日に、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>b 委託業務の追加業務に含まれる景観に係る申請手続について、当初から手続が不要であるにもかかわらず、手続が必要であった場合の委託費を誤って積算していた。また、業務開始後に改めて手続が不要であることが判明したにもかかわらず、設計変更をしなかった。</p> <p>委託料の積算に当たっては、業務内容を十分に精査し、適正な積算をされたい。</p> <p>(元京都市立立誠小学校他2校地震補強工事設計委託 ただし、建築及び設備工事設計委託 他1件)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成29年6月13日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年6月30日に、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>    c 設計業務委託において計上している各種申請の手續に係る業務について、手續が不要となり、委託業務の対象となくなりましたが、設計変更が行われていなかった。</p> <p>        委託料の積算に当たっては、業務内容を十分に精査し、適切な設計変更を行われない。</p> <p>        (京都市吉田児童館地震補強工事設計委託           ただし、建築及び設備工事設計委託)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 6 月 30 日に、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>d 委託料の積算における追加業務のうち、建築基準法の計画通知等の業務に係る積算について、追加業務の対象とする業務内容、対象とした場合における難易度等の積算方法が、案件ごとに異なっており、統一的な積算基準等に基づく追加業務の積算が行われていなかった。</p> <p>委託料積算の追加業務について、統一的な運用が図れるように積算基準等を定められたい。</p> <p>(京都市立岩倉南小学校特別教室・プール棟他整備工事設計業務委託 ただし、建築及び設備設計業務委託 他8件)</p> <p>(公共建築建設課, 公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(公共建築建設課)</p> <p>公共建築建設課補職者会議(平成29年6月12日実施)において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を行った。</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>公共建築整備課補職者会議(平成29年6月13日実施)において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年6月30日に、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(イ) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>随意契約について、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかった。</p> <p>随意契約に際しては、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(京都市立白河総合支援学校整備工事設計業務委託</p> <p>ただし、屋内運動場鉄骨部改修工事实施設計業務委託 他 1 件)</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>(契約事務担当：教育委員会事務局教育環境整備室)</p>

講 じ た 措 置
<p>(教育委員会事務局教育環境整備室)</p> <p>平成 29 年 7 月 3 日に教育環境整備室内の全職員に対し指摘事項を周知したうえで、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行った場合においては、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に従い、交渉の経過を記録するよう周知徹底するとともに、当該ガイドラインを目に付くところに常備し、適切な事務処理を実施するよう注意喚起した。</p> <p>(都市計画局)</p> <p>都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>



指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ウ) 履行確認について</p> <p>設計業務委託に含まれる手続について、委託期間を超えて手続が行われており、手続が完了していない、又は手続が行われていないにもかかわらず完了検査を実施し、履行確認が行われていた。</p> <p>設計業務委託の履行確認に当たっては、履行期限内に業務が完了するよう進捗管理を行い、適切な業務の執行を行われたい。</p> <p>(京都市立岩倉南小学校特別教室・プール棟他整備工事設計業務委託 ただし、建築及び設備設計業務委託 他 7 件)</p> <p style="text-align: right;">(公共建築建設課, 公共建築整備課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(公共建築建設課)</p> <p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な委託業務範囲の設定と進捗管理についての研修を行った。</p> <p>さらに、公共建築部内の会議（同年 6 月 21 日実施）において、履行期限内に業務完了を図るため、進捗管理の徹底及び必要に応じ契約変更を行うことについて、文書により職員に周知徹底を図った。</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>公共建築整備課補職者会議（平成 29 年 6 月 13 日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、同年 6 月 30 日に、指摘事項及び適正な委託業務範囲の設定と進捗管理についての研修を所属職員に対して行った。</p> <p>さらに、公共建築部内の会議（同年 6 月 21 日実施）において、履行期限内に業務完了</p>

を図るため、進捗管理の徹底及び必要に応じ契約変更を行うことについて、文書により職員に周知徹底を図った。

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>ウ 工事監理業務委託</p> <p>(ア) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>随意契約について、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行ったときは、契約の決定において、交渉経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかった。</p> <p>随意契約に際しては、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に従い、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(京都市立新工業高等学校(仮称)整備工事監理業務委託 ただし、建築及び設備工事監理業務委託)</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>(契約事務担当：教育委員会事務局教育環境整備室)</p>

講 じ た 措 置
<p>(教育委員会事務局教育環境整備室)</p> <p>平成29年7月3日に教育環境整備室内の全職員に対し指摘事項を周知したうえで、随意契約であっても価格交渉を行い、価格交渉を行った場合においては、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に従い、交渉の経過を記録するよう周知徹底するとともに、当該ガイドラインを目に付くところに常備し、適切な事務処理を実施するよう注意喚起した。</p> <p>(都市計画局)</p> <p>都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>工事費の積算において、間接費の積算に際し、DID 地区（人口集中地区）外であるにもかかわらず、施工地域区分を市街地（大都市）として間接費を積算し、過大積算していた。</p> <p>間接費の積算に際しては、工事の施工地域区分に応じた補正を適切に行い、適正な積算をされたい。</p> <p>(竹田橋補修工事)</p> <p>(伏見土木事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 29 年 6 月 14 日に開催した補職者会議において、所長から補職者に対して、間接費の積算に当たっては、標準積算基準書の記載内容について十分に確認し、適切な補正を考慮した積算を行うとともに、判断に迷うような場合には、所属内での相談・検討、監理検査課との協議を行い判断すること、また、DID 地区の確認方法については、「土木工事標準積算基準書」を参照するよう周知徹底した。</p> <p>加えて、建設局として、平成 29 年 6 月 21 日の建設局技術職員研修において、平成 28 年度及び過去の監査における指摘事項について説明及び指導を行った。</p> <p>また、平成 29 年度「土木工事標準積算基準書」（同年 8 月 11 日から適用開始）に人口集中地区（DID 地区）に準ずる地区についての追記を行い違算防止対策を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>a 足場設置に際して、労働安全衛生規則等を遵守し、手すりを先行して足場を設置し、作業を実施すべきであった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(平成 25 年災第 165 号 道路災害復旧工事)</p> <p style="text-align: right;">(東部土木事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 29 年 6 月 28 日に開催した補職者会議において、所長から補職者に対して、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」のポイント資料に基づき、指摘事項の内容及び危険性について説明のうえ、現場管理における安全管理を徹底するよう指導し、その後、補職者から係員に対して指導を行った。</p> <p>また、今後、請負業者に対しても、安全管理についての指導を徹底することとした。</p> <p>加えて、建設局として、監査の指摘を受け、平成 29 年 6 月 21 日の建設局技術職員研修において、平成 28 年度及び過去の監査における指摘事項及び建設局における安全に関する取組方針について説明し、より一層の安全への配慮が必要であることを指導した。</p> <p>また、同年 7 月 25 日付けで、安全管理に関するメールマガジンを発行し、建設局全職員を対象に情報発信した。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>    b 法面工事の天端作業時について、労働安全衛生規則に準じた転落防止措置等の安全対策が取られていなかった。</p> <p>        工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>        (災害防除工事 一般府道柚原向日線)</p> <p style="text-align: right;">(西京土木事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 29 年 6 月 7 日に開催した補職者会議において、所長から補職者に対して、指摘事項の内容及びその危険性について説明のうえ、転落防止措置等の安全対策の徹底及び設計図書作成時から施工管理に至るまでの安全管理の徹底について指導した。その後、補職者から係員への指導を行った。</p> <p>また、今後、請負業者に対しても、転落防止措置等の安全対策の徹底を指導することとした。</p> <p>加えて、建設局として、監査の指摘を受け、平成 29 年 6 月 21 日の建設局技術職員研修において、平成 28 年度及び過去の監査における指摘事項及び建設局における安全に関する取組方針について説明し、より一層の安全への配慮が必要であることを指導した。</p> <p>また、同年 7 月 25 日付けで、安全管理に関するメールマガジンを発行し、建設局全職員を対象に情報発信した。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>    c 高所作業について、労働安全衛生規則により、安全帯を使用のうえ作業を行う必要があるが、当該安全帯の使用が確認できなかった。</p> <p>        工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>        (京都駅南口駅前広場整備工事 ただし、道路内建築物新築工事)</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課)</p> <p style="text-align: center;">(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年 2 回程度実施することとした。（同年 8 月 30 日及び 31 日に第 1 回実施）</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起（同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布）するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。（年 6 現場程度）</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>d 高所作業車による作業について、労働安全衛生規則により、乗車席及び作業床以外の箇所に労働者を乗せてはならないと定められているが、作業床以外の柵に登っての危険な作業が行われていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(道路照明灯設置工事 (LED) (北部土木事務所管内))</p> <p style="text-align: right;">(北部土木事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 29 年 6 月 1 日に開催した所内会議において、所長から所属職員に対して、作業床以外の柵に登る等の危険な作業を行わないよう指導するとともに、請負業者に対しても、今後同様の危険作業を行わないよう指導した。</p> <p>また、今後実施する工事においては、工事着手前に、請負業者に対して安全管理について適切な指導をするよう所属職員に周知した。</p> <p>加えて、建設局として、監査の指摘を受け、平成 29 年 6 月 21 日の建設局技術職員研修において、平成 28 年度及び過去の監査における指摘事項及び建設局における安全に関する取組方針について説明し、より一層の安全への配慮が必要であることを指導した。</p> <p>また、同年 7 月 25 日付けで、安全管理に関するメールマガジンを発行し、建設局全職員を対象に情報発信した。</p> <p>さらに、照明柱に係る工事での指摘が多かったことから、一般財団法人京都電業協会との意見交換を同年 4 月 24 日に開催し、安全管理の改善と指導を行った。</p>



指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>e 高所作業車による作業について、労働安全衛生規則により、当該高所作業車の作業床上の労働者に安全帯等を使用させなければならないところ、安全帯等の使用がなく工事が行われていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都駅南口駅前広場整備工事 ただし、道路内建築物新築工事)</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課)</p> <p style="text-align: center;">(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年 2 回程度実施することとした。（同年 8 月 30 日及び 31 日に第 1 回実施）</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。（年 6 現場程度）</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>f 移動式クレーンの作業について、労働安全衛生規則等により、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止することと定められているが、クレーンの使用時に吊り荷の直下で作業を行っている状況が見受けられた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(道路照明灯設置 (その1) 工事 (勸修寺日ノ岡線他) 他3件)</p> <p>(東部土木事務所、西京土木事務所、伏見土木事務所、道路建設課)</p> <p>(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>(東部土木事務所)</p> <p>平成29年6月28日に開催した補職者会議において、所長から補職者に対して、吊り荷の落下の危険性を説明し、移動式クレーンにおける吊り荷作業の安全管理について指導を行い、その後、補職者から係員へ指導を行った。</p> <p>また、今後、請負業者に対しても、安全管理についての指導を徹底することとした。</p> <p>(西京土木事務所)</p> <p>平成29年6月7日に開催した補職者会議において、所長から補職者に対して、指摘事項及びその危険性について説明し、移動式クレーンにおける吊り荷作業の安全管理の徹底及び設計図書作成時から施工管理に至るまでの安全管理の徹底について指導した。その後、各補職者から係員へ指導を行った。</p> <p>また、今後、請負業者に対しても、転落防止措置等の安全対策の徹底を指導することとした。</p>

(伏見土木事務所)

平成 29 年 6 月 14 日に開催した補職者会議において、所長から補職者に対して、移動式クレーンにおける吊り荷作業の安全管理について指導した。その後、各補職者から係員への指導が行われたことも確認した。

また、今後、請負業者に対しても、安全管理についての指導を徹底することとした。

加えて、建設局として、監査の指摘を受け、平成 29 年 6 月 21 日の建設局技術職員研修において、平成 28 年度及び過去の監査における指摘事項及び建設局における安全に関する取組方針について説明し、より一層の安全への配慮が必要であることを指導した。

また、同年 7 月 25 日付けで、安全管理に関するメールマガジンを発行し、建設局全職員を対象に情報発信した。

さらに、照明柱に係る工事での指摘が多かったことから、一般財団法人京都電業協会との意見交換を同年 4 月 24 日に開催し、安全管理の改善と指導を行った。

(公共建築建設課)

公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年 2 回程度実施することとした。（同年 8 月 30 日及び 31 日に第 1 回実施）

さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起(同年 2 月 3 日及び同年 6 月 19 日配布)するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。（年 6 現場程度）

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>g 建設工事公衆災害防止対策要綱で土留工が必要とされる、深さが 1.5 メートルを超える掘削であるにもかかわらず、一部の箇所において、安全確保の措置がされていない状況で作業が行われていた。また、掘削により空洞となった掘削孔の直近上部の道路上に工事車両を停車し、当該車両重量による負荷が道路陥没及び土砂崩壊へと繋がりかねない危険な状況が見受けられた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(道路照明灯更新工事(主要府道宇多野嵐山山田線他)) (西京土木事務所)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 29 年 6 月 7 日に開催した補職者会議において、所長から補職者に対して、指摘事項の内容及びその危険性について説明し、掘削作業時の安全対策として土留工設置を徹底すること、及び空洞上等での二次災害に繋がる可能性がある作業を排除することについて指導した。併せて、設計図書作成時から施工管理に至るまでの安全管理の徹底について指導した。その後、補職者から係員への指導を行った。</p> <p>また、今後、請負業者に対しても、転落防止措置等の安全対策の徹底を指導することとした。</p> <p>加えて、建設局として、監査の指摘を受け、平成 29 年 6 月 21 日の建設局技術職員研修において、平成 28 年度及び過去の監査における指摘事項及び建設局における安全に関する取組方針について説明し、より一層の安全への配慮が必要であることを指導した。</p> <p>また、同年 7 月 25 日付けで、安全管理に関するメールマガジンを発行し、建設局全職員を対象に情報発信した。</p> <p>さらに、照明柱に係る工事での指摘が多かったことから、一般財団法人京都電業協会との意見交換を同年 4 月 24 日に開催し、安全管理の改善と指導を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>h 建設工事公衆災害防止対策要綱で土留工が必要とされる、深さが1.5メートルを超える掘削であるにもかかわらず、適切な土留め又は安全勾配が確認できなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都駅南口駅前広場整備工事 ただし、道路内建築物新築工事)</p> <p>(道路建設課)</p> <p>(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成29年6月12日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。また、所属において安全研修を年2回程度実施することとした。（同年8月30日及び31日に第1回実施）</p> <p>さらに、現在施工中の工事請負者に対しても安全管理上の指示事項等をまとめた文書等により注意喚起（同年2月3日及び同年6月19日配布）するとともに、安全パトロールの充実を図ることとした。（年6現場程度）</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成29年6月8日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を周知するとともに、同年7月13日及び同年9月21日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、業界団体への注意喚起を行い、安全管理の徹底を促すとともに、工事担当課で行われる安全パトロールや安全管理に関する研修について、実施状況の報告を受けた。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 設計変更について</p> <p>設計業務委託において計上している各種申請の手續に係る業務について、発注者が手續を別途行うこととなったため、委託業務の対象とならなくなったが、設計変更が行われていなかった。</p> <p>委託料の積算に当たっては、業務内容を十分に精査し、適切な設計変更を行われない。</p> <p>(京都駅南口駅前広場整備工事設計業務委託 ただし、道路内建築物等設計業務委託)</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課)</p> <p style="text-align: center;">(工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 29 年 6 月 12 日実施）において、設計業務に関する指摘事項について、課長級及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に対して、指摘事項及び適正な設計業務についての研修を行った。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 6 月 8 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 7 月 13 日及び同年 9 月 21 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>